

平成 21 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストテクノロジー
 代 表 者 名 代表取締役社長 貝 塚 志 朗
 (JASDAQ・コード2458)
 問 合 せ 先 取 締 役 塚 原 進 午
 役職・氏名 サブマネージャ 元 井 裕 治
 電 話 03-4577-0200

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 16 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 12 月 21 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

①平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券電子化」といいます。）から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

②株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第12条を削除するものであります。

③今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～23. (条文省略)</p> <p>(新設) 24. (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(株式の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～23. (現行どおり) 24. <u>事務系アウトソーシング受託業務</u> 25. (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株式および新株予約権につき、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は株式および新株予約権につき、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>
<p>(開催場所)</p> <p>第12条 当社の株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地において開催する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条～第41条(条文省略)</p>	<p>第11条～第39条(現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第40条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 12 月 21 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 12 月 21 日

以 上